

○函館市立学校の施設の開放に関する規則

昭和49年9月27日教育委員会規則第14号

別表（第3条関係）

\	開放区分	校庭開放		遊泳開放	スポーツ開放
	開放する学校施設	グラウンド	体育館	プール	体育館
開放校					
弥生小学校					○
青柳小学校		○	○	○	○
あさひ小学校		○	○	○	○
中部小学校					○
北星小学校		○	○	○	○
八幡小学校				○	○
万年橋小学校				○	○
港小学校		○	○	○	○
中島小学校				○	○
千代田小学校		○	○		○
柏野小学校		○	○		○
大森浜小学校					○
駒場小学校				○	○
深堀小学校		○	○		○
日吉が丘小学校					○
北日吉小学校		○	○		○
高丘小学校		○	○		
上湯川小学校				○	○
旭岡小学校				○	
鱒川小学校					○
東小学校				○	
石崎小学校					○
桔梗小学校				○	○

中の沢小学校			○	○
北昭和小学校	○	○		○
昭和小学校	○	○	○	○
亀田小学校				○
赤川小学校				○
中央小学校			○	○
北美原小学校	○	○	○	○
鍛神小学校	○	○		○
神山小学校			○	○
東山小学校	○	○	○	○
本通小学校			○	○
南本通小学校			○	○
えさん小学校				○
椴法華小学校				○
磨光小学校				○
大船小学校				○
青柳中学校				○
港中学校				○
巴中学校				○
深堀中学校				○
湯川中学校				○
戸倉中学校				○
赤川中学校				○
桔梗中学校				○
亀田中学校				○
五稜郭中学校				○
椴法華中学校				○
戸井学園				○